

有期刑の上限引き上げ

1、 概要

立法の経緯

・日本国内における凶悪・重大犯罪の増加

有期刑の上限引き上げの根拠として挙げられているもののうち一つは、近年における凶悪・重大犯罪の増加や体感治安の悪化である。

法務省発行の犯罪白書によると、法改正がなされた H16 年以前の犯罪の認知件数には、増加が認められる。一方、検挙件数にはあまり変化がないため、結果として未検挙件数が増え、治安が悪化しているものと解することができる。 図 1,2 参照

平均寿命の伸び

刑法の規定が作られたのはおよそ 100 年前の 1907 年である。100 年前と比較すると、日本人の寿命は著しく伸び、現代日本人の寿命は当時の約 2 倍となっている。例えば同じ懲役 20 年に服した場合でも、制定当時の平均寿命に照らせば人生の半分近くを占めるものとなるが、現在の平均寿命に照らせば 4 分の 1 である。このような実態の変化に適応するものとして、有期刑についてその期間を延長すべきとの考えが生まれたことが想像できる。

・実務上の要請

近年、無期刑の宣告件数とともに、処断刑の上限に近い有期刑の宣告件数が増えており、改正前においては、無期刑と長期の有期刑のいずれを選択するのかが実務上の大きな問題となっていた。例えば、殺人罪や強盗殺人罪などで無期懲役と 15 年の有期懲役ではあまりに間が開きすぎており、懲役 15 年では軽いと考えられるケースにおいて、無期懲役が選択されることが多かったという。結果として、同じ無期懲役の中にも、15 年を少し超える程度で無期懲役としては比較的軽いものから死刑に近いものまで、様々な意味合いを持つ「無期懲役」が混在していた。このことを受け、有期刑の法定刑や処断刑の上限を引き上げることにより、裁判所の量刑における裁量の幅が広がるのであれば、より適正な量刑ができるのではないかとの見解が示されてきた。

立法事実

H16 年刑法改正

- ・有期の懲役刑の上限を、それまで 15 年だったものを 20 年とする。
- ・有期の禁錮刑の上限を、それまで 15 年だったものを 20 年とする。
- ・死刑、無期の懲役・禁錮を軽減し有期の懲役とする場合の上限を、それまで 20 年だったものを 30 年とする。
- ・有期の懲役・禁錮に併合罪、または累犯によって加重が加えられた場合の有期刑の上限を、それまで 20 年だったものを 30 年とする。(刑法 12, 13, 14 条参照)以上

法制審議会における論点

・有期刑と無期刑の仮出獄資格に格差を設けるべきか？

肯定派：改正前の刑法に準ずるべきである

否定派：有期刑も無期刑も、犯罪者の社会復帰のための改善刑であるという刑の本質に差異はないため、格差を設ける必然性はない。

結果：結論出ず、継続的議論。

・各犯罪の刑の上限を一律に引き上げる必要があるのだろうか？

肯定派：否定派は、そもそもの立法趣旨を履き違えている。当改正は、有期刑の上限の在り方を包括的に問うており、個々の事例を具体的に検討する意味合いのものではない。

否定派：当該改正で影響を受ける罪は 104 つもある。その中には凶悪・重大な犯罪とはいえないものも含まれているが、一律に引き上げてよいとは言い難いのではないかと。

結果：結論は出なかったが現実に法改正は成された。

現在の状況

凶悪性が認められる事件に関しては実際に懲役 30 年の判決が下されている。

2009 年 2 月 4 日横浜地裁川崎支部 連続暴行強盗

2009 年 1 月 13 日鳥取地裁 保険金殺人

2、論点

論点 1

法定刑の引き上げを無制限にすべきか？

アメリカでは 100 年を超える有期刑を越える刑期が言い渡されることもある。これは、つまるところ、死ぬまで刑務所で懲役を受けるべきという考えであるが、日本では前述のとおり、現状では 30 年が刑期の最大である。この大きな違いは アメリカでは、刑期は単純加算式であるが、日本では併合罪の場合、最も重い刑にその 2 分の 1 を加重したものが最大限の懲役期間（刑法 47 条）有期懲役の上限を 30 年とする（刑法 14 条）という 2 つの制限があることから来ている。つまり、これらの条文を削除、修正すれば超長期の罪を言い渡すこともできるのである。そこで、日本においてもこれらの条文を削除、修正し無制限の懲役年数を言い渡すべきなのか？

(1) 刑事政策上からの考え

一般予防論とは、刑罰の威嚇効果により一般人による犯罪の発生を予防しようとする考え方である。

特別予防論とは、犯罪者に刑罰を科すことで犯罪者が再犯することを予防しようとする考え

方である。¹

においては、削除、修正がなされれば、一般市民に対しては「もし、重い罪を犯せば、一生刑務所から出てこれない」という威嚇効果を与えることができ、そのことをもって犯罪の予防ができるのではないかという思考が生まれることになる。

においては、罪を犯したものに対して、刑務所から出られないようにして、確実に再犯を犯さないようにさせるという効果が生まれることになる。

よって、引き上げに対しては問題ないという意見となる。

(2) 問題点

・経費負担の問題

人が生きていくうえでは費用がかかるのである。当然刑務所内部にあっても費用がかかるのである。しかし、懲役者は食費などを含む生活費は支払っていない。全て、税金で養っているのである。

さて、この金額はいくらであるかによるが、平成 19 年の予算においては 1 年で、刑務所官庁には約 2 千 2 百億円の算があり²、囚人一人あたりにすると約 288 万円の負担となるのである。(平成 17 年の一日当たり平均収容人数 77,932 人で割ったとする)³

よって懲役期間が長くなれば、税金が大量に投入されることは自明の理である。しかし、懲役を受けているものは、経済的には生み出すものがないといっても過言ではないのである。この現状で、刑期を長くするのは問題があるのではないか。

・憲法上からの問題

「人は全て個人として尊重される」という趣旨が日本国憲法 13 条には明記されている。また、囚人であってもこの個人としての尊重は忘却されるべきものではないのである。よって、刑期の無限引き上げは、「普通の社会で生活を行うことを再び願う」という個人の尊重を忘却したものとつながるのではないか、という反論がなされうるのではないか。

¹ <http://www.geocities.jp/aphros67/070310.htm> (死刑廃止と死刑存置の考察)

² <http://www.bb.mof.go.jp/cgi-bin/bxss020a?rno=71> (平成 19 年度一般会計予算 p.366)

³ http://www.moj.go.jp/TOUKEI/t_k01.html (大臣官房司法法制部司法法制課 被収容者の収容状況)

論点2

国民の体感治安や処罰感情を根拠として有期刑の引き上げを行うことは妥当であるか。

H16の改正では、治安の悪化や国民の処罰感情の変化を理由とした刑の引き上げがなされている。統計上、確かに犯罪の認知件数が急増しており、国民の体感治安もそれに応じて高まっているが、その増加部分の多くは比較的軽微な犯罪で、重大・凶悪な犯罪の伸び率はむしろ気にならない程度であると説く論者もいる。

H16改正においては、国民の体感治安や処罰感情の変化などが根拠として挙げられたが、そうしたものを法改正の主要な根拠としてもよいのだろうか。法改正に主観的根拠を用いることの妥当性について話し合ってください。

概要

関係する立法根拠

・治安の悪化

有期刑の上限引き上げの根拠として挙げられているもののうち一つは、近年における凶悪・重大な犯罪の増加や体感治安の悪化である。

犯罪統計によると、法改正がなされたH16年以前の犯罪の認知件数には、増加が認められる。一方、検挙件数にはあまり変化がないため、結果として未検挙件数が増え、治安が悪化しているものと解することができる。また、世論調査等の結果をみると、H16に行われた治安に関する世論調査では、回答者の約9割が「以前に比べて治安が悪くなった」との回答をよせている。さらに、約8割が犯罪に対する不安が増えたと回答しており、体感治安の悪化がうかがえる。

・国民の刑罰観

刑罰についての見方は応報刑論と目的刑論の2種類に大別できる。現在の日本では、刑罰に応報的效果を認めつつも、同時に犯罪防止にとって必要かつ有効でなくてはならないとする折衷説が採用されているが、国民の中には刑罰に犯罪抑止の効果を期待するだけでなく、仇討の代替物であるとの認識を持っている人も少なくはない。

例えば、2006年に行われた世論調査(JGSS-2006)で「性犯罪歴のある者の住所公表」に賛成と回答したのは全体の76%にもものぼった。住所公表を行うことは当然その性犯罪者の人権に抵触することとなるが、実に4人に3人が賛成しているということになる。凶悪犯罪の増加や治安悪化が叫ばれるほど、国民は応報刑としての刑罰の重罰化を求め、犯罪者を隔離すべきとの考え方を抱くとの見方もあり、H16の改正も国民世論の声が重視された結果であるとされている。

3、参考資料

犯罪の認知件数・検挙率

・ 刑法犯の認知件数（図 1 参照）

平成 14 年まで 7 年連続して戦後最多を記録していたが、平成 15 年に前年に比べ 2.2%減少し、以後は 6 年連続減少している。

・ 検挙率(図 2 参照)

平成 7 年以降低下傾向にあったが、平成 14 年以降上昇に転じ、平成 20 年上半期にあっても、前年同期に比べて上昇している。

グラフからも見て取れるように、法改正が行われた H16 以前の数年間は、急激に犯罪の認知件数が増加しているにも関わらず、検挙率や検挙件数の伸びは緩やかである。その結果として、未検挙の犯罪件数が増加していることが、体感治安の悪化の一因であると考えられる。

ただし、犯罪の認知件数とは、犯罪の発生が確認された件数（具体的には、犯罪発生の届出受理件数）を指すにすぎない。よって、国民がどの程度までの犯罪を通報したか、あるいは警察の判断基準により簡単に変動しうるものである。つまり、国民一人一人が常日頃から犯罪を意識して生活している社会と、そうでない社会では、通報される件数に差が生じ、結果として犯罪の認知件数が異なってくるし、警察が被害者を意識した判断基準を設けている場合とそうでない場合でも、犯罪の認知件数は異なるものと考えられる。

治安に関する世論調査

内閣府による「治安に関する世論調査」の結果(図 3)を見ると、H16 の時点で、調査対象の 87%が「治安が以前より悪くなった」と感じていることがわかる。一方、H18 では調査対象の 84%が「治安が以前より悪くなった」と感じており、有期刑の引き上げという法改正がなされてもなお、治安に対する不安は拭いきれてないようである。

さらに、H21 の「社会意識に関する世論調査」(図 4)で、日本の現在の状況において悪い方向に向かっている分野として「治安」を挙げた人は 32.8%であった。「治安」が悪くなっていると回答した人の割合は、H17 調査の 47.9%から減少傾向にあるように見えるが、H18 調査の 38.3%という割合は他の項目と比較しても最も高い数値であり、翌年 H19 調査の 35.6%も上から 2 番目という高順位にある。H20 以降は数値自体の減少は小規模だが、順位を大きく下げしており、7 番目、8 番目に位置づけられている。

こうした統計の結果から、数値上の体感治安はその時々世相を反映して常に変動するものであると考えられる。また、マスコミなど報道機関が世相に大きな影響を与えていることから、体感治安はマスコミの報道いかんで簡単に変わる信憑性に欠けるものだとの見方を示す者も少なくはない。一方で、体感治安は世相を敏感に反映するものであるからこそ、その変動に応じて行政側はきめ細やかな対策を提供する必要があるという主張も存在している。

日本人の刑罰観について

日本人の伝統的な刑罰観について概説するような興味深い話が、『日本人と「日本病」について』(岸田秀,山本七平/1996 年/文芸春秋)において綴られている。以下、その内容を要約し、日本人の刑罰観について考えるための参考資料として提示したい。

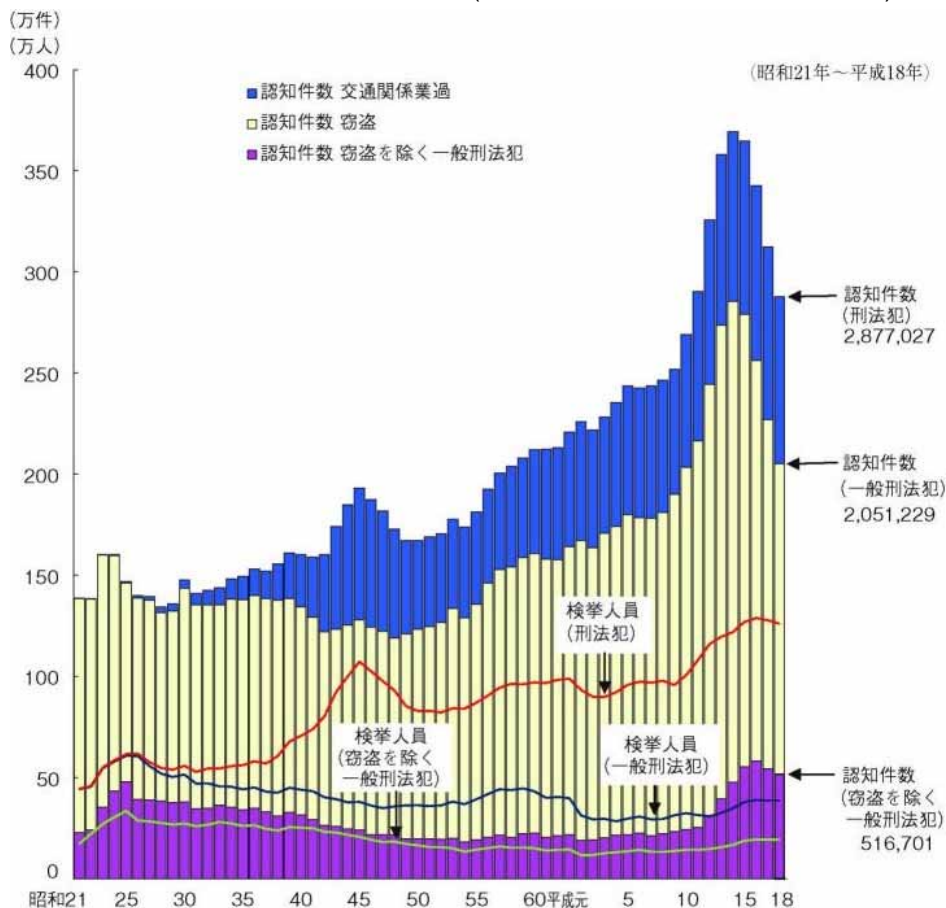
本書においては、日本社会と欧米社会の伝統的な「法」観や刑罰観を、それぞれ「怪談」「神話」という伝統的な物語中にみられる、加害者と被害者の行動を題材に紐解かれている。

物語の中の日本人は、殺害されればその恨みで自らを具現化し、幽霊になって犯人へ報復をするのが一般的である。ところが、海外を見てみると様子が異なっている。死者は幽霊になって犯人に報復をするのではなく、あくまでも神を召喚するのである。死者が絶対的な義に訴え、神が罪を定めて犯人を追放するというわけである。つまり、日本の死者と犯人の関係は個人対個人で完結するのに対して、欧米の死者と犯人は、神を含んだ三角関係となるのである。

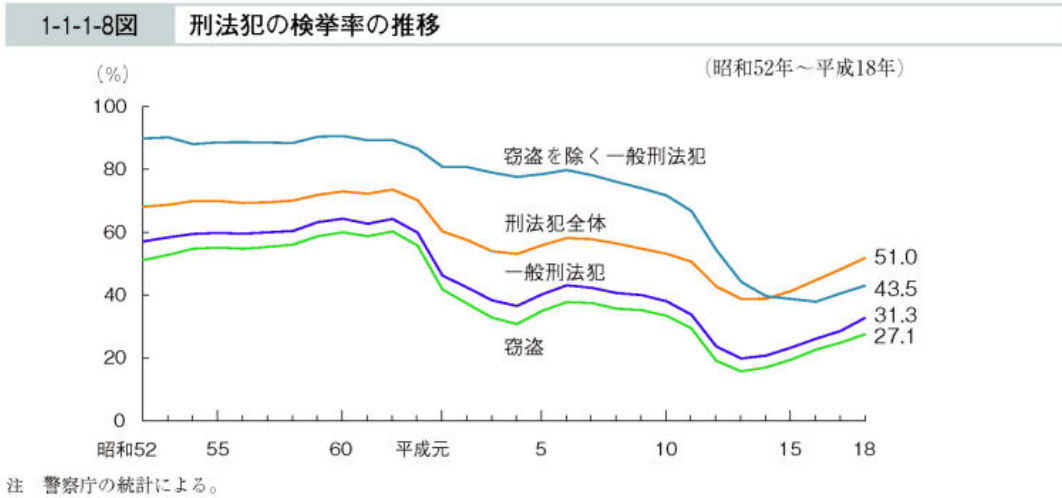
日本における幽霊とは個人的な恨みの表現であり、幽霊とは決して客観的な「義」ではない。絶対的な正義というものを持たない日本人は、欧米人のように神の義に訴えて怨念を晴らすことができないため、化けて出る以外に犯人に報復する方法がなかった。よって、日本社会には被害者に犯人を罰する権利を認める土壌が、古くから築かれてきたということだ。過去には仇討など、自力救済の手法が公的に用意されていたことから、日本人の中には古くから、報復は被害者から犯人へ行われるべきものであるが、仕方なく役人へ委託しているにすぎないとの見方が根付いてきたということである。

これを受け、現代の日本人の中にも、法ではなく被害者こそが裁きを与えるにふさわしく、役人は被害者の代理人として刑を執行しているにすぎないとの考え方を抱いている者も少なくないと考えられている。

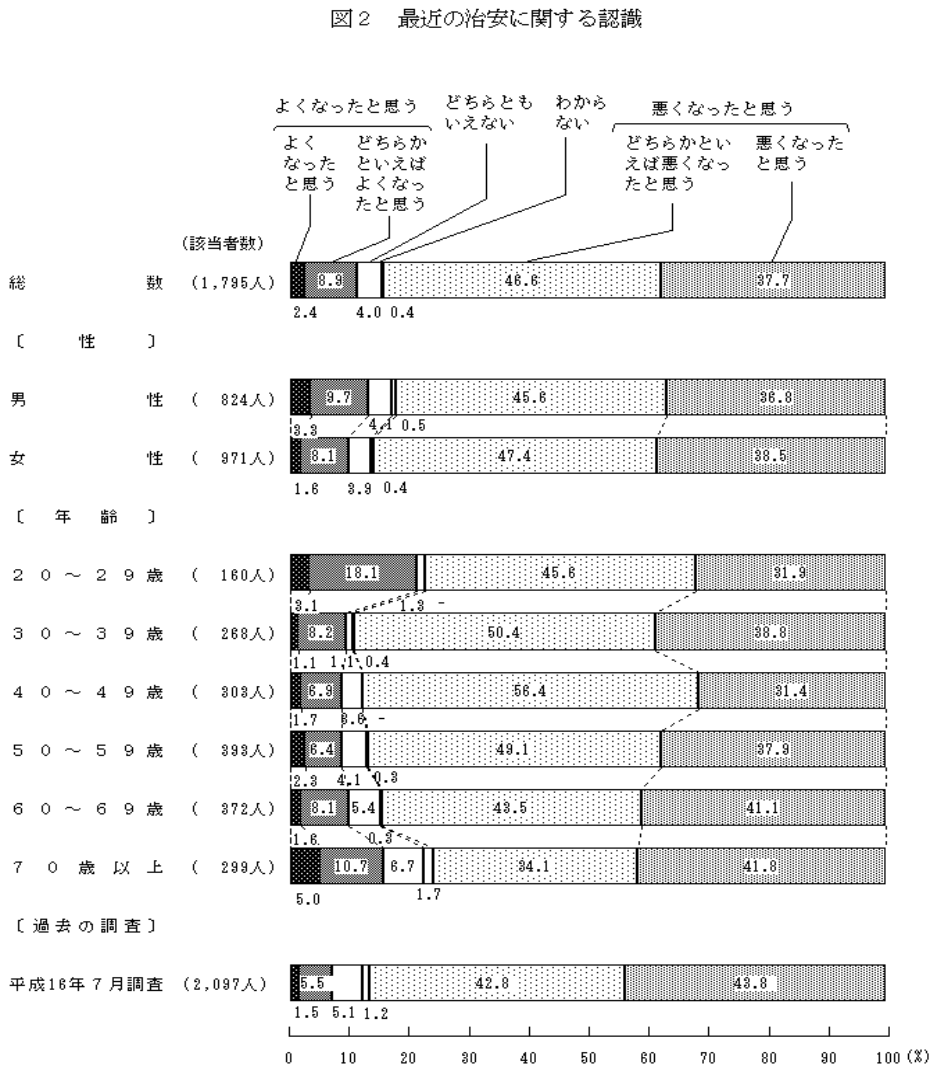
【図1】 刑法犯の認知件数について（平成19年度版 犯罪白書より引用）



【図2】 刑法犯の検挙率の推移について (平成19年度版 犯罪白書より引用)

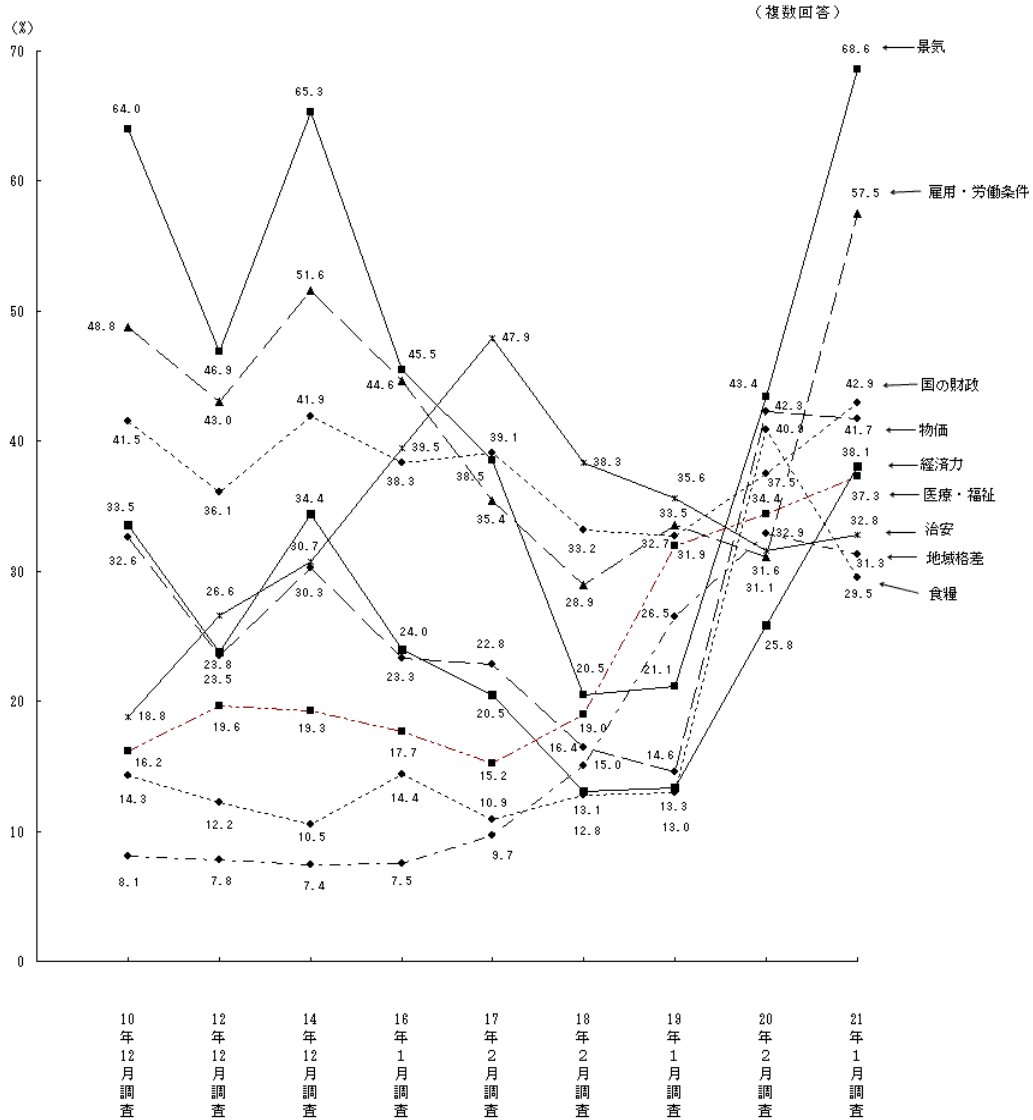


【図3】 治安に対する国民の認識 (平成18年度実施 内閣府 治安に関する世論調査より引用)



【図4】 社会意識に関する世論調査 (平成21年度 内閣府 社会意識に関する世論調査)

図32 悪い方向に向かっている分野 (上位8項目及び「食糧」)



参考

内閣府 社会意識に関する世論調査(平成21年1月実施)

<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-shakai/index.html>

内閣府 治安に関する世論調査(平成18年12月実施)

<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-chian/index.html>

警察庁 平成19年度版・犯罪白書

<http://hakusyo1.moj.go.jp/>

ウィキペディア 刑罰の項

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%88%91%E7%BD%B0>

日本版総合的社会調査 (JGSS) JGSS-2006 調査結果速報

<http://jgss.dai.shodai.ac.jp/japanese/research/news/jgss2006news.pdf>

< 参考文献 >

日本刑事政策研究会 「罪と罰」犯罪白書関連頁

http://www.jcps.or.jp/body/051_hakusho.html

瀧川裕英 「量刑権力の説明責任」『法律時報』3号 2006年

井田良 「わが国における量刑法改革の動向」 慶應法学第7 2008年

http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php?file_id=14225

亀山憲一 「刑罰に何を期待しているのか」

<http://www.kodomo-hou21.net/essay/file/24.pdf>

平成16年11月30日 参議院 法務委員会議事録（参議院議員 江田五月 HP）

<http://www.eda-jp.com/satsuki/kokkai/2004/041130.html>

ゼミにて実際行われた議論

論点 法改正に主観的根拠を用いるのは妥当か？

主な意見

- ・用いなければ客観的根拠のみとなるが、客観的根拠とは何か？
- ・データを客観的根拠と考えてもデータを読み取るのは人間だから主観を除くのは不可能では。
- ・同じ主観でもマスコミなどに左右される体感治安の主観と、政治家、学者がデータを見る主観とは違う物である。
- ・たとえ左右されやすい主観であってもそれを国家は斟酌すべき。
- ・左右されている事実を考慮するのが立法。
- ・国民の体感治安を材料としてそれをもう一度見直すのであれば酌んでも問題はないのでは。
- ・マスコミの操作でも体感治安は変えられる。
- ・マスコミによる操作は国民の期待する手段とは異なっている。
- ・上限引き上げで治安は良くなるのか？
- ・凶悪犯の服役が長くなる事は国民の安心につながる。

議論のまとめ

主観なき情報はありえないが、国民の主観と、政治家の主観では持つ情報量が違うため異なった物であるといえる。まず国民の体感治安はマスコミや政府から受ける情報によっていかようにも操作されてしまうものであるので、立法根拠にするには危険をはらんでいる。しかしその国民の体感治安を材料として豊富な情報を持つ立法組織の主観でもって判断するのであれば危険は薄れると考えられる。

また有期刑の上限引き上げが体感治安の回復に役立つのかという問題に対して、データ上成果は確認できない。しかし凶悪・重大な罪を犯した者の服役が長くなる事は国民の安心感につながると考えられる。しかし国民の体感治安悪化への対抗策としては他の方法もあったかもしれない。

論点 有期刑の上限を無くすべきか

主な意見

- ・ 裁判官の裁量の幅が広がるのだから良い
- ・ もともと無期懲役は服役期間無制限なのだから不要
- ・ 裁判官の暴走があるかもしれない
- ・ 再犯防止目的ならば有期刑よりも無期懲役で管理下におくほうが有効
- ・ 例えば懲役 100 年とかだと更生は望めない
- ・ 100 年とかよりは死刑の方がいい人もいるかも

議論のまとめ

十分な時間が取れなかったことでまとまらなかったが、皆の意見が終身刑に近づいていく傾向が見られた。あまりにも長い懲役を科すのは社会復帰意欲を削ぐので更正の本旨から外れているという意見もあった。また無期懲役と有期懲役の違いも大いに議論する余地があると思われる。

この続きは終身刑の回に論じられると思う。